

市町村合併後の下水道使用料の統一状況(平成19年3月1日現在):近畿地方

注)人頭制の20m3使用料は3人家族として算出。

都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本使用量 (m3/月)	基本使用料 (円/月)	家庭20m3 使用料 (円/月)	累進度		備考	使用料統一の状況					
									最大従量 /基本使用料	最大従量 /最小従量		合併時に統一	統一しない	当面統一しない	当面統一しない場合の統一時期		
															H18年度末まで(統一済)	H19年度を予定	H20年度以降を予定
滋賀県	25363	水口町	25209	甲賀市	H16.10.1	10	1299	2696	1.6	1.5	合併時に統一	1					
滋賀県	25364	土山町															
滋賀県	25365	甲賀町															
滋賀県	25366	甲南町															
滋賀県	25367	信楽町	25210	野洲市	H16.10.1	10	1207	2520	1.6	1.5	H16.17年度に限り不均一とし、H18年度から新料金体系を設定。			1	1		
滋賀県	25342	中主町															
滋賀県	25343	野洲町															
滋賀県	25521	マキノ町															
滋賀県	25522	今津町	25212	高島市	H17.1.1	10	1680	3360	1.5	1.5	合併時に統一(今津町の例による)	1					
滋賀県	25523	朽木村															
滋賀県	25524	安曇川町															
滋賀県	25525	高島町															
滋賀県	25526	新旭町	25213	東近江市	H17.2.11	10	1050	2310	1.6	1.3	H17年度分より統一。			1	1		
滋賀県	25205	八日市市															
滋賀県	25401	永源寺町															
滋賀県	25402	五箇荘町															
滋賀県	25421	愛東町	25463	米原市	H17.2.14	10	1260	2620	1.4	1.3	合併年度は現行のとおりとし、H18年度より統一する。			1	1		
滋賀県	25422	湖東町															
滋賀県	25461	山東町															
滋賀県	25462	伊吹町															
滋賀県	25463	米原町	25213	東近江市	H18.1.1	10	1050	2310	1.6	1.3	合併時に統一(東近江市の例による)	1					
滋賀県	25463	米原市															
滋賀県	25464	近江町															
滋賀県	25464	近江町															
滋賀県	25213	東近江市	25425	愛荘町	H18.2.13	1500円+490円/人	2970	-	-	-	合併後3年を目途に審議会に諮って新料金を設定する。新料金設定までの間は、それぞれ旧町の例による。(合併協議会HP)			1			1
滋賀県	25421	愛東町															
滋賀県	25422	湖東町															
滋賀県	25422	湖東町															
滋賀県	25461	山東町	25203	長浜市	H18.2.13	10	1223	2546	1.3	1.2	統一しない		1				
滋賀県	25461	山東町															
滋賀県	25462	伊吹町															
滋賀県	25463	米原町															
滋賀県	25463	米原市	25201	大津市	H18.3.20	10	1039	2467	3.1	2.8	合併時に統一(大津市の例による)	1					
滋賀県	25463	米原市															
滋賀県	25464	近江町															
滋賀県	25464	近江町															
京都府	26100	京都市	26100	京都市	H17.4.1	10	735	1984	3.1	1.8	当面、現行料金体系を維持(合併協議会HP)			1			1
京都府	26381	京北町															
京都府	26481	峰山町															
京都府	26482	大宮町															
京都府	26501	網野町	26212	京丹後市	H16.4.1	5	680	2780	1.1	1.1	合併時に統一(峰山・大宮公共下水道組合(公共下水道事業)の料金表に基づく。旧弥栄町のみH16~18年度に緩和措置を設置。)	1					
京都府	26502	丹後町															
京都府	26503	弥栄町															
京都府	26521	久美浜町															
京都府	26403	丹波町	26407	京丹波町	H17.10.11	3,780円/戸	3780	-	-	-	現行のとおり新町に引き継ぎ、従量制への移行も含め、合併の翌年度から3箇年をめぐりに統一に向け調整する。			1			1
京都府	26405	瑞穂町															
京都府	26406	和知町															
京都府	26406	和知町															
京都府	26382	美山町	26213	南丹市	H18.1.1	-	-	-	-	-	合併後も、当分の間(5年以内)は現行どおり。合併後、料金の統一化に向けて、審議会に図り調整。			1			1
京都府	26401	園部町															
京都府	26402	八木町															
京都府	26404	日吉町															
京都府	26201	福知山市	26201	福知山市	H18.1.1	8	882	2192	1.2	1.2	合併時に統一	1					
京都府	26421	三和町															
京都府	26422	夜久野町															
京都府	26441	大江町															
京都府	26461	加悦町	26465	与謝野町	H18.3.1	10	1150	2400	1.5	1.4	合併時に統一(加悦町の例による)	1					
京都府	26462	岩滝町															
京都府	26464	野田川町															
京都府	26464	野田川町															
大阪府	27201	堺市	27201	堺市	H17.2.1	-	609	2341	-	7.9	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に堺市の制度に統一する(合併協議会HP)			1			1
大阪府	27385	美原町															

市町村合併後の下水道使用料の統一状況(平成19年3月1日現在):近畿地方

注)人頭制の20m3使用料は3人家族として算出。

都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	合併後				備考	使用料統一の状況						
						基本使用量 (m3/月)	基本使用料 (円/月)	家庭20m3 使用料 (円/月)	累進度		合併時に統一	統一しない	当面統一しない	当面統一しない場合の統一時期			
									最大従量 /基本使用料					最大従量 /最小従量	H18年度 未定(統一済)	H19年度 を予定	H20年度 以降を予定
兵庫県	28201	姫路市	28201	姫路市	H18.3.27	10	950	2105	4.1	3.3	宮・真浦地区は、H18年度から姫路市の使用料に統一。香寺町・夢前町・安富町はH21年度から姫路市の使用料に統一。						1 (H21)
兵庫県	28421	家島町															
兵庫県	28422	夢前町															
兵庫県	28444	香寺町															
兵庫県	28522	安富町															
奈良県	29201	奈良市	29201	奈良市	H17.4.1	-	-	1722	-	1.0	合併時に統一(奈良市の例による)	1					
奈良県	29301	月ヶ瀬村															
奈良県	29321	都祁村															
奈良県	29207	五條市															
奈良県	29445	西吉野村															
奈良県	29448	大塔村	29211	葛城市	H16.10.1	-	0	2100	-	1.0	旧五條市地区以外は公共下水道による整備なし。						
奈良県	29421	新庄町															
奈良県	29422	當麻町															
奈良県	29381	大宇陀町															
奈良県	29382	菟田野町															
奈良県	29383	榛原町	29212	宇陀市	H18.1.1	10	1260	2310	1.3	1.6	合併時に統一	1					
奈良県	29384	室生村															
和歌山県	30206	田辺市															
和歌山県	30387	龍神村															
和歌山県	30402	中辺路町															
和歌山県	30403	大塔村	30206	田辺市	H17.5.1	-	-	4500	-	-	現行どおりとするが、合併後、使用・運営状況を見極めながら、一元化に努める。						1
和歌山県	30426	本宮町															
和歌山県	30341	かつらぎ町															
和歌山県	30345	花園村															
和歌山県	30321	打田町															
和歌山県	30322	粉河町	30208	紀の川市	H17.11.7	-	-	-	-	-	旧花園村は公共下水道事業未着手						
和歌山県	30323	那賀町															
和歌山県	30324	桃山町															
和歌山県	30325	貴志川町															
和歌山県	30401	白浜町															
和歌山県	30405	日置川町	30203	橋本市	H18.3.1	10	966	1932	1.8	1.8	旧日置川町は公共下水道整備なし						
和歌山県	30203	橋本市															
和歌山県	30342	高野口町															
和歌山県	30203	橋本市															
和歌山県	30342	高野口町															
和歌山県	30203	橋本市	30203	橋本市	H18.3.1	10	1150	2300	1.0	1.0	現行のとおりとする		1				
和歌山県	30342	高野口町															